

日常生活や就業、資金の貸付などに関わる各種制度をご紹介します。

# ひとり親家庭の支援制度 ご存じですか？



## ○経済支援

ひとり親家庭の生活の安定とその子どもの福祉の増進を図るための支援を行っています。

- ◆児童扶養手当
- ◆医療費の助成
- ◆母子父子寡婦福祉資金の貸付(来年4月の進学に必要な経費の貸付申請を受付中です)

## ○資格取得支援

ひとり親の就職に役立つ技能や資格取得のため養成機関で修業する場合等に給付金を支給します。

- ◆自立支援教育給付金
- ◆高等職業訓練促進給付金(養成機関への入学準備金貸付制度も創設されました)

■経済支援・資格取得支援の問い合わせ先 各市町村ひとり親家庭担当課

## ○就業支援

ひとり親のみなさんのために、無料職業相談等を行っています。

## ○生活支援

ひとり親家庭に対し、一時的な家事や育児の世話などを行う家庭生活支援員を派遣します。事前登録が必要です。

## ○法律相談

弁護士による無料の法律相談を実施しています。託児もあります。事前の予約が必要です。

## ○養育費相談

養育費の受給は子どもの権利です。養育費の取り決めなどに関する相談を行っています。事前の予約が必要です。

## ■相談窓口

(一財)島根県母子寡婦福祉連合会

松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2F TEL:0852-32-5920